

燃油・肥料高騰緊急対策について

長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会

対策の概要

1 対策の目的

燃油や肥料などの生産資材の高騰に堪えうる農業生産体制の確立を図り、省エネルギー・省資源型の農業生産体系を目指します。

2 対策の事業内容 (以下3つの取組を支援します。)

「肥料費」や「施設園芸用燃油費」の増加分を支援します。

詳細は『肥料・燃油高騰対応緊急対策事業』へ

ヒートポンプ等の先進的な省エネルギー加温システムの実証導入を支援します。

詳細は『施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業』へ

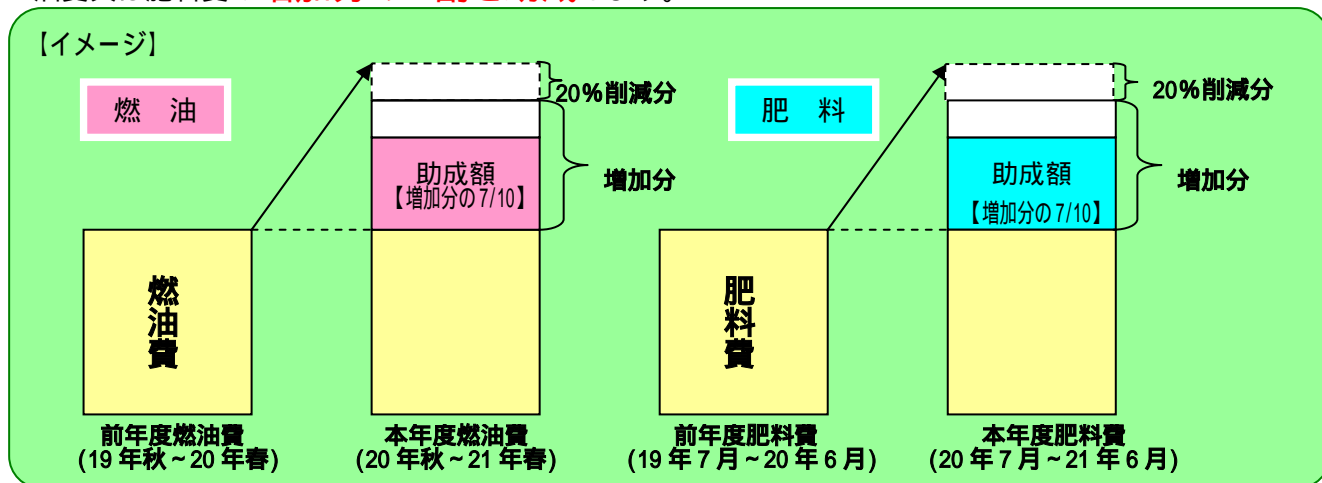
土壌診断による施肥設計の見直しや、効率的な施肥技術等の実証を支援します。

詳細は『施肥体系緊急転換対策事業』へ

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

1 支援の内容

施設園芸用燃油や化学肥料の使用量を2割以上低減する技術に取組む農業者グループに対して、燃油費又は肥料費の増加分の7割を助成します。



2割以上の低減とは

低減は下記の技術等を実施することで達成します。

(既に2割以上の取組を実施している場合は、新たに1つ以上の技術追加が必要)

【燃油】 2割以上の取組：外張被覆の多重化、内張被覆の利用、ヒートポンプの利用ほか

1割程度の取組：循環扇の利用、トンネル被覆の利用、多段式サーモの利用ほか

【肥料】 2割以上の取組：側条施肥、育苗箱全量施肥、うね立て同時施肥ほか

1割程度の取組：土壌診断による施肥設計の見直し、たい肥の導入・活用、低成分肥料の導入ほか

2 事業の支援を受けられる農業者グループ(3戸以上の受益農家を含むこと)

農業協同組合・農事組合法人・農業生産法人・特定農業団体・その他農業者の組織する団体

【農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体】

肥料高騰対策において、受益農家が水稻を生産している場合は20年産の生産調整実施者であること。又は21年産において必ず生産調整を実施すること。

3 支援の額（助成額）

燃油・肥料ともに助成額は 又は のどちらかで算出します。

最終的な助成額は、本年度の燃油費・肥料費の実績が確定されたところで精算されます。

【燃油】

$$\text{助成額} = (\text{本年度の燃油費} - (\text{前年度の燃油費} \times \frac{\text{本年度の燃油使用量}}{\text{前年度の燃油使用量}})) \times 0.7$$

$$\text{〃} = \text{本年度の燃油使用量} \times (\text{本年度の燃油価格} - \text{前年度の燃油価格}) \times 0.7$$

- ・ 又は 式のどちらかで算出
- ・ 本年度の燃油費及び燃油使用量は見込みで申請
- ・ 式の（本年度の燃油価格 - 前年度の燃油価格）は、国が示した 10 円/L で申請

【肥料】

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{前年度の肥料費}) \times 0.7$$

$$\text{〃} = (\text{本年度の肥料費} - \text{本年度の肥料費} \div \text{低減率} \div \text{高騰率}) \times 0.7$$

(1.4)

- ・ 又は 式のどちらかで算出。 式については、低減率は 0.8 (既に取組んでいる場合は 0.9)、高騰率は全国平均高騰率 1.4 を用いて算出するもので、**本年度の肥料費から算出**できます。
- ・ 本年度の肥料費は見込み額で申請

4 事業申請の手続き

農業者グループが、**長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会**に、**事業実施計画承認申請書等**を提出してください。

施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業

1 対象となる取組

先進的加温設備として下記設備の導入経費とその実証

ヒートポンプ設備一式（従来の石油燃料焚き暖房機と組み合わせて利用するもの）

木質バイオマス利用加温設備一式（木質バイオマスを燃料とする加温設備）

2 要件

下記のア及びイを記載した「省エネルギー化計画」の作成

ア 燃油使用量の現状等

イ 燃油使用量の低減に向けたこれまでの取組及び今後の取組

3 事業の支援を受けられる農業者グループ（3戸以上の受益農家を含むこと）

農業協同組合・農事組合法人・農業生産法人・特定農業団体・その他農業者の組織する団体

【農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体】

4 支援の額

平成 21 年 3 月 31 日までに設置する上記設備の導入・実証に要する経費の 2 分の 1 以内

5 事業申請の手続き

農業者グループが、**長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会**に**事業実施計画承認申請書等**を提出してください。

施肥体系緊急転換対策事業

1 対象となる取組と経費

(1)【必須の取組】

地域における施肥コストの低減に向けた推進体制を強化する取組

- ア 簡易土壌診断装置の導入
- イ 診断結果に基づく施肥指導等支援用パソコンソフト及びパソコン等の導入
- ウ 土壌診断用試薬等、土壌診断に係る消耗品の購入
- エ 土壌診断等実施に係る補助者賃金
- オ 施肥指導者育成等に係る研修会等開催費及び出席経費
- カ 外部機関による土壌診断等実施経費

(2) 肥料コスト低減につながる施肥体系への転換実証の取組【(1)と一体的に実施】

- ア 肥料コスト低減に向けた検討会の開催・運営
- イ 実証に必要な機械の整備
局所施肥機・灌注施肥機・たい肥散布機
その他地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械
- ウ 実証に必要な装置・設備等の整備
肥料分配機・肥料混合機・育苗箱施肥機・点滴施肥装置
・肥料たい肥成分分析装置等
- エ 実証に必要な機械・施設の借上げ
- オ たい肥等の地域低利用資源の購入・運搬
- カ 緑肥導入に係る資材購入及び栽培管理委託
- キ 実証効果等の調査賃金

2 事業の目標

事業実施年度の前年より2割以上、化学肥料の施用量又は肥料費を低減させる技術体

系の確立 【上記(1)の取組のみを実施する場合は適用外】

目標年度 平成21年度

3 事業の支援を受けられる農業者グループ(3戸以上の受益農家を含むこと)

農業協同組合・農事組合法人・農業生産法人・特定農業団体・その他農業者の組織する団体等

【農業者の組織する団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体】

【受益農家が水稻を栽培している場合は、20年産の生産調整実施者であること。
又は21年産において必ず生産調整を実施すること】

4 事業の取組期間

平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間に購入した肥料を主として使用する作物を栽培する期間

5 支援の額

上記1の(1)については定額

同 1の(2)については2分の1以内

6 事業申請の手続き

農業者グループが、長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会に事業実施計画承認申請書等を提出してください。

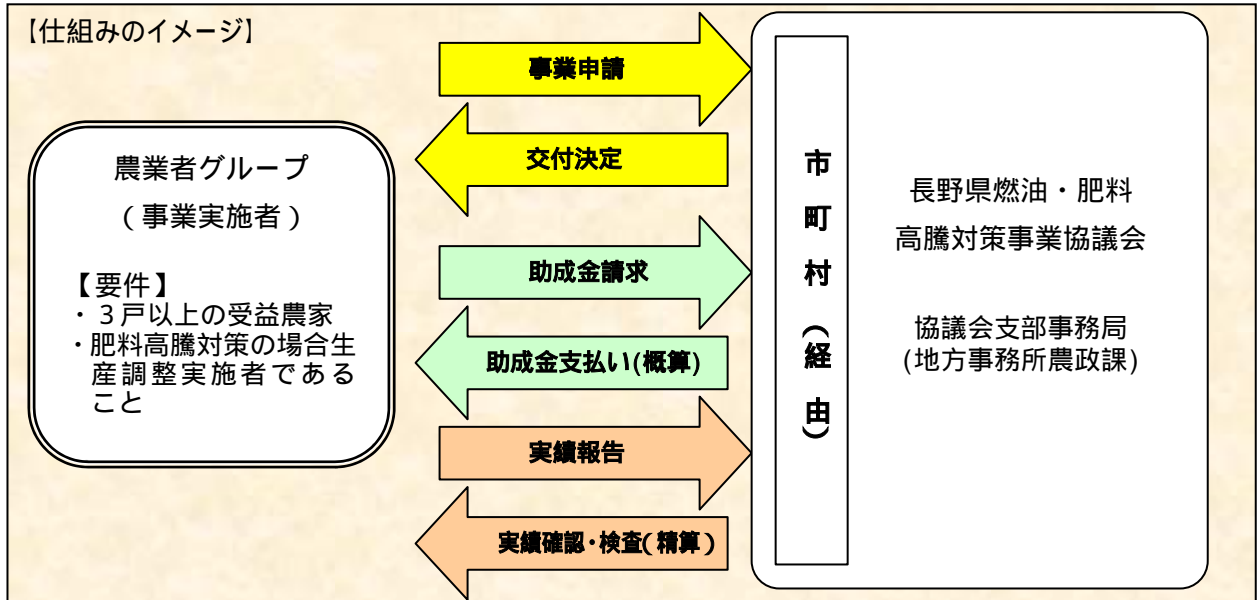
そ の 他

1 事業の仕組み

実施を希望する農業者グループが、長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会に対して、事業申請（事業計画書等の提出）を行います。

協議会が申請内容を審査し、交付決定後、助成金を農業者グループに交付します。

実績の確認は、協議会が行うとともに、農業者グループも自主確認を行います。



2 事業実施計画書等の提出期限

第一次締切 平成 20 年 12 月 22 日(月)までに市町村窓口へ

第二次締切 平成 21 年 1 月 30 日(金) "

対策の詳細についてのお問合せは協議会事務局または、各支部までご連絡ください。

【問い合わせ先】

【電話番号】

長野県燃油・肥料高騰対策事業協議会事務局

(長野県農政部園芸畜産課果樹・花き係内【燃油関係】) 026-235-7227

(長野県農政部農業技術課環境農業係内【肥料関係】) 026-235-7222

(J A 長野県営農センター農業振興課内) 026-236-2020

佐久支部 (佐久地方事務所農政課内) 0267-63-3145

上小支部 (上小地方事務所農政課内) 0268-25-7127

諏訪支部 (諏訪地方事務所農政課内) 0266-57-2913

上伊那支部 (上伊那地方事務所農政課内) 0265-76-6814

下伊那支部 (下伊那地方事務所農政課内) 0265-53-0413

木曾支部 (木曾地方事務所農政課内) 0264-25-2221

松本支部 (松本地方事務所農政課内) 0263-40-1916

北安曇支部 (北安曇地方事務所農政課内) 0261-23-6511

長野支部 (長野地方事務所農政課内) 026-234-9514

北信支部 (北信地方事務所農政課内) 0269-23-0210